

請 求 書

公職選挙法第49条第2項の規定により、令和8年2月8日執行の

衆議院比例代表選出議員選挙

衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区において、次の現在する場所で
最高裁判所裁判官国民審査

郵便等による不在者投票を行いたいので、同法施行令第59条の4第1項の
規定により投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

現在する場所

令和8年 月 日

氏名

代理記載人となるべき者の氏名

倉吉市選挙管理委員会委員長様

備考

- 1 氏名欄には、選挙人の氏名を記載すること。
- 2 代理記載人となるべき者の氏名欄の氏名は、代理記載人となるべき者が必ず自分で書くこと。
- 3 投票用紙等は現在する場所に郵便等により送付されるので、明確に記載すること。
- 4 郵便等投票証明書を必ず提示すること。
- 5 衆議院比例代表選出議員選挙、衆議院小選挙区選出議員選挙又は最高裁判所裁判官国民審査のうちいずれか請求をしないものがある場合は、本文中の「衆議院比例代表選出議員選挙」、「衆議院小選挙区選出議員選挙鳥取県第1区」又は「最高裁判所裁判官国民審査」のいずれか請求しないものを抹消すること。

※ 以下の欄は記入しないでください。

選挙人名簿		
投票区	頁	番号